

大金ゴルフ倶楽部利用約款

当ゴルフ場ご利用のお客様は、安全で快適なプレーをお楽しみいただくために、本約款の定めに従っていただきます。

第1条【利用者の登録】

利用者は、利用当日ゴルフ場フロントにおいて、次の事項を実施してください。

1. 住所、氏名、電話番号の署名登録
2. 前項のほか、当ゴルフ場が必要と認める事項

第2条【利用契約の成立】

フロントにおいて、本契約を確認の上、前条の登録を済ませたことにより、当ゴルフ場は署名者の施設利用をお引き受けすることになります。

第3条【施設利用の拒絶】

当ゴルフ場は、次の場合には施設の利用、並びに利用の継続をお断りすることがあります。

1. 満員のためスタート時間に余裕がないとき
2. 利用者が暴力団員である場合、及びその関係者等で公序良俗に反する行為をなしたり、なすおそれがあると認められるとき
3. 暴力団員又は集団的に、若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められるとき
4. 申込受理後、申込者又は利用者が暴力団員若しくは暴力団関係者であることが判明したとき
5. 天災、その他やむを得ない事情によりクローズするとき
6. スタート予約時間に遅刻したとき
7. 服装、身なり等がクラブハウス掲出通りでないとき
8. その他、本約款に違反した場合、又は当ゴルフ場の施設を利用されることが好ましくない事由があるとき

第4条【利用継続の拒絶】

当ゴルフ場は、次の場合には施設の利用、並びに利用の継続をお断りすることがあります。

1. 利用者が暴力団員と判明した場合、又はその関係者等で公序良俗に反する行為をなしたとき
2. 暴力団等反社会的勢力を同伴又は紹介により入場させたとき

第5条【貴重品について】

1. 貴重品は、フリーボックス又はフロントをご利用ください。
2. ロッカー室、脱衣場、その他すべての施設内での貴重品携帯品の盗難事故について、当ゴルフ場はその責任を一切負いません。

第6条【駐車場】

駐車場（進入路を含む場内全域）内での携帯品、車両事故（盗難等）一切について当ゴルフ場は責任を負いません。

第7条【危険防止責任とエチケット・マナーの厳守】

利用者は、エチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、自己の責任でプレーしていただきます。

第8条【ティーグラウンドにおける素振り】

素振りはティーマーク内の打席及び指定された場所以外では禁止します。打者以外はティーグラウンドに立ち入らないでください。

第9条【飛距離の確認】

先行組に対しては、後続組の打者はキャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断してくださ

い。隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、自己の飛距離、飛行について適切に判断してプレーしてください。

第10条【ラウンド時間について】

利用者は常にラウンドの進行を早めるよう留意し、ハーフラウンド2時間15分以内を厳守してください。

第11条【プレー終了後のクラブの確認】

利用者はプレー終了後、クラブを点検し慎重に確認してください。確認後はクラブの不足及び紛失、その他の一切について当ゴルフ場は責任を負いません。

第12条【施設に損害を与えた場合】

利用者の故意又は過失により当ゴルフ場の施設備品等に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。

第13条【施設内への持込品】

施設内に下記の物を持ち込むことを禁止します。

1. 動物のペット類
2. 著しく悪臭を放つ物
3. 鉄砲、刀剣類
4. 火薬、揮発油等、発火や爆発のおそれのある物

第14条【行為の禁止】

施設内では下記の行為を禁止します。

1. 賭博、その他風紀をみだす行為
2. 栃木県警察本部の指導により、暴力団又は暴力団体の構成員と認められる人の入場
3. 入れ墨（ファッションタトゥー含む）のある方の入浴
4. 物品販売、宣伝広告等の行為
5. 利用者以外のコース内立ち入り（特に許可する場合を除く）
6. 声高の口論等、他人に迷惑、不快感を与える行為

第15条【利用継続の拒絶】

当ゴルフ場は第3条に定める場合のほか、次の場合には利用の継続をお断りする場合があります。

1. 技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑をかけたとき
2. ルール、マナー及び警告を無視してプレーを改めないとき
3. その他本約款に違反したとき

第16条【違反の場合の責任】

利用者がこの利用約款に違反して、第三者に損害等事故を発生させた場合、又は自分が違反して損害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切の損害賠償の責任を負いません。

第17条【1組の人数】

1組の人数は4名とします。4名に満たない場合は、他のお客様がお入りになることがあります。なお、プレーヤー以外のコース内同伴（特別な場合を除く）は禁止します。

第18条【信義則】

その他、本約款に定めのない事項はゴルフプレーの精神に則り、信義、誠実の原則にしたがって解決されるものとします。

（付則）本約款は平成9年1月1日より施行する。